

第5章 これまでの取り組みと課題

1. 防 災

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所等

区では、土砂災害に対する日頃の備えについて区のお知らせやホームページ等を通じて、区民に周知を図っています。伊豆大島や広島での大規模土砂災害を踏まえ、平成27年10月には区内57箇所ある急傾斜地崩壊危険箇所付近の約4,700世帯に対してパンフレットを配布するなど注意喚起を行いました。

今後は「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定に合わせ、新たにハザードマップ等を作成するなど、対象地域の区民にこれまで以上に丁寧な周知及び注意喚起に取り組んでいく必要があります。

(2) 被災宅地判定

大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士が、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を判定することにより、二次被害を軽減・防止し、住民の安全を確保することとしています。

なお、世田谷区職員の被災宅地判定士数は平成26年度末現在68名となっており、今後も判定士の増員と判定技術の向上を図っていく必要があります。

2. 公共施設の管理（道路、公園）

(1) 道路施設としての擁壁等の点検

道路施設である擁壁や法面を含む橋梁、トンネル、舗装等については、全国的に老朽化が進んでいる状況にあることから、平成24年度、国土交通省は事故防止と第三者被害の防止という観点から道路施設の健全性を点検して、必要に応じて計画的に補修するよう全国の自治体に要請し、世田谷区では、緊急輸送道路、バス路線、その他交通量が多い路線など区内約150kmの主要な区道等を対象に総点検を実施しています。

また、主要な区道に面するがけや擁壁について豪雨・豪雪及び地震に対する安全性を点検し、その点検結果をデータベース化することを目的とし、これらデータベースから、個々の点検箇所について道路管理者が日常の管理業務、耐震性の診断及び脆弱構造の診断調査に活用を図るものとして、道路防災総点検を実施しています。（通称：道路防災カルテ）

道路防災総点検

- ・点検対象の道路：主要な区道等
- ・点検の種類：豪雨・豪雪等、地震に対する安全性の点検
- ・点検対象項目：落石・崩壊、地すべり、盛土、掘割道路、擁壁 等

(2) 公園等におけるがけ・擁壁の管理

公園等については、斜面地崩壊や倒木被害を予防するため、がけ崩れの発生の目安となる不自然な樹木の傾きなどを職員が目視で巡回点検していますが、今後は、がけ等の安全性を確認するための専門的な点検を行っていく必要があります。

3. 民地のがけ・擁壁への対応

(1) 急傾斜地の安全性の点検（急傾斜地崩壊危険箇所）

急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害危険箇所）については、平成23年度及び平成25年度に、職員による目視点検を実施し、擁壁等の前回点検時からの変化等について確認を行いました。今後とも管理者によって適切な管理が行われることが肝要であり、同時に職員による確認行為は継続していく必要があります。

また、当該箇所や土砂災害（特別）警戒区域内も含め、一般のがけや擁壁についても崩壊等が懸念される危険な擁壁等がある場合には、何らかの支援を検討していく必要があります。

4. 法令等による規制・誘導

(1) 開発行為、宅地造成行為

都市計画法に基づく開発行為の区域内的の土地においては、地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講じられていることが必要です。宅地造成工事規制区域内においても宅地造成を行う場合は、同様の規定があり区は申請内容を審査した上で許可しています。

(2) 建築基準法、東京都建築安全条例

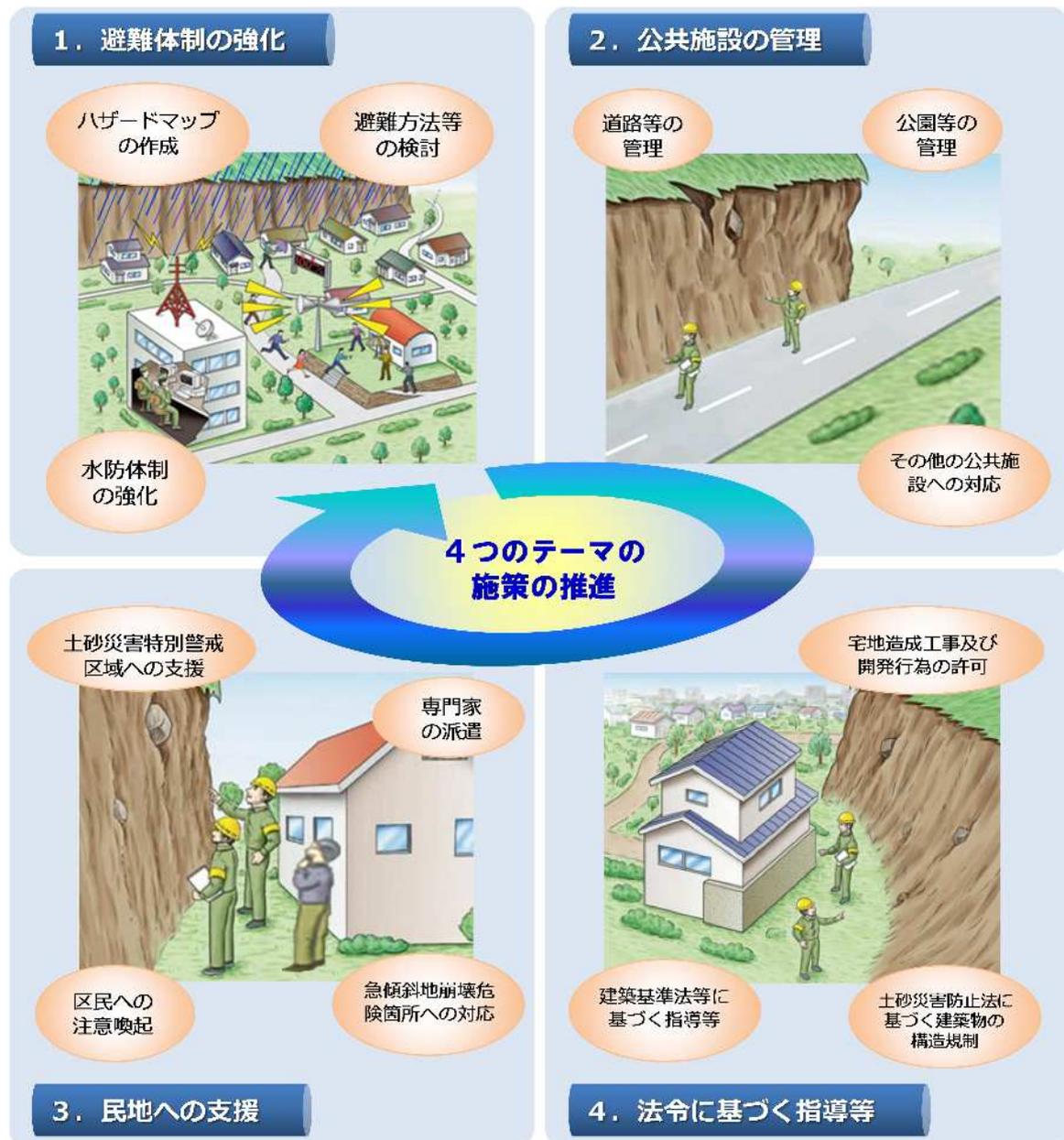
建築基準法では2mを超える擁壁を新設する場合には、工作物申請が必要になり、工事後に完了検査があります。

また、東京都建築安全条例では、1:2以上の勾配のある2mを超えるがけを対象としてがけの高さの2倍以内に建築する場合は、基準を満たした擁壁があるか、あるいは防護壁や杭等の安全対策がとられた建築物であるかを審査しています。

第6章 防災対策方針

第1章から第5章では、世田谷区内のがけや擁壁に係る基礎的条件や現状を整理するとともに、法令に基づく規制や既の実施している様々な取り組みを確認しました。

第6章では、これまでの取り組みと合わせて「土砂災害防止法」による区域指定などの新たな課題にも対応するための施策を「1. 避難体制の強化」、「2. 公共施設の管理」、「3. 民地への支援」、「4. 法令に基づく指導等」の4つのテーマごとに「防災対策方針」としてとりまとめます。



防災対策方針のイメージ

1. 避難体制の強化 安全・確実に避難するために

ハザードマップの作成 新規

避難場所等を明示した区民にとってわかりやすい「土砂災害ハザードマップ」を区民の意見を取り入れて平成28年度に作成し、土砂災害（特別）警戒区域及び周辺に居住する世帯、区施設窓口等で配布します。また、平成29年度以降継続して、ハザードマップにより土砂災害（特別）警戒区域を区民に周知していきます。

所管：各総合支所、危機管理室

避難方法等の検討 新規

土砂災害の防止や減災に係る情報の共有化や啓発活動の一環として、土砂災害の発生を想定した避難訓練の実施を含め、避難勧告等の的確な発令や要配慮者への支援などの避難方法等の検討を平成28年度から行い、平成29年度から運用を開始します。

所管：各総合支所、危機管理室



ハザードマップを使用した避難訓練の様子

水防体制の強化 継続

大雨・洪水警報（土砂災害）が発令されるなど、土砂災害の危険が予見される降雨状況では、区の通常の水防体制に加えて、「土砂災害対応マニュアル」に基づき、土砂災害（特別）警戒区域等の巡視や避難誘導を行います。

所管：各総合支所、防災街づくり担当部

2. 公共施設の管理 安全な道路・公園等の維持のために

道路等（区道・区管理道路） 継続

高度経済成長期に集中的に整備された道路施設の老朽化が進行しており、これら道路施設を効率的かつ適切に維持管理していくことが求められています。土砂災害（特別）警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の道路内の法面及び擁壁については、パトロール等の日常管理と定期的な点検調査により、危険箇所の早期発見に努め、適宜補修を行いながら、適切な管理を継続して行っています。

また、道路防災総点検の対象箇所については、今後も継続して調査し、日常の管理業務で活用していきます。危険な擁壁等については、管理者や所有者とともに適切に対応し、道路の安全な通行の確保に努めます。

所管：土木部

道路防災総点検とは

通称「道路防災カルテ」と呼ばれ、主要な区道に面するがけや擁壁について豪雨や地震に対する安全性を点検し、その点検結果をデータベース化すること及び個々の点検箇所について道路管理者が日常の管理業務等に活用を図るもの。



道路防災総点検箇所の例

公園等（区立公園・身近な広場） **新規**

土砂災害（特別）警戒区域については、過去の斜面崩壊の履歴を調査し、崩壊があった場所は要監視箇所として今後点検を強化します。また、職員による日常的な巡回に加え、専門業者による定期点検を行い、法面等のひび割れや湧水の濁りなどの予兆現象等の有無を確認します。急傾斜地崩壊危険箇所についても、巡回、点検を実施するとともに、法面や擁壁等の安全性を確認します。なお、いずれの場合であっても、巡回・点検において不具合な箇所を発見した場合は、速やかに補修工事を行います。また、危険性が高く、補修工事では対応できない法面等保護対策が必要となった場合は、国分寺崖線等のみどり（自然林）の保全と両立する補強工法を検討し、区民の安全を確保できるよう計画的かつ適切に対応していきます。

所管：みどりとみず政策担当部



【凡 例】

- 赤：土砂災害特別警戒区域
- 黄：土砂災害警戒区域

成城4丁目付近における
「土砂災害防止法」に基づく区域指定状況

その他の公共施設（国道、都道、鉄道、学校等） **新規**

平成28年度から土砂災害（特別）警戒区域等の情報を、各施設の管理者と共有し連携していきます。

所管：防災街づくり担当部

学校等



鉄道等



その他の公共施設の例

3. 民地への支援 住まいの安全確保のために

区民への注意喚起 継続・新規

大雨や地震時にかげや擁壁の崩壊から区民自身が身を守るために必要な情報の提供を、世田谷区ホームページや各戸配布のパンフレット等を通じて、引き続き行っていきます。また、擁壁等の所有者責任の周知を図るとともに、擁壁等の状態を自己診断することのできる「セルフチェックシート」の活用を推進していきます。

所管：危機管理室、防災街づくり担当部

専門家の派遣 新規

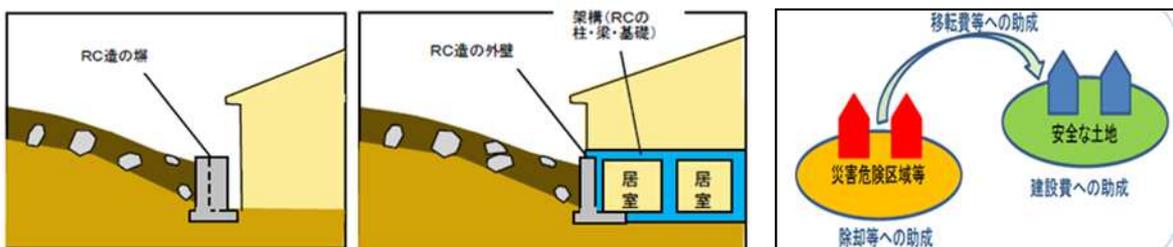
がけや擁壁の改修・築造替を検討している区民や、がけや擁壁の崩壊に不安を抱いている区民を支援するため、がけや擁壁に関する専門家の派遣制度を構築し、平成29年度から実施していきます。

所管：防災街づくり担当部

土砂災害特別警戒区域への支援 新規

土砂災害特別警戒区域内の建築物を、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を確保できるよう改修する場合、あるいは移転する場合に対する国の補助金を利用した区の支援制度を構築し、平成29年度から実施していきます。

所管：防災街づくり担当部



土砂崩れの衝撃力に耐えうる構造の外壁等の築造

安全な土地への住宅の移転

急傾斜地崩壊危険箇所への対応 継続

引き続き職員による現地の状況確認を定期的を実施するとともに、土地の所有者、管理者等が適切な維持管理に努めるよう周知していきます。崩壊防止工事については、自然斜面であってかつ当該急傾斜地の所有者等又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者等が施行することが困難又は不相当と認められる場合で、必要性が特に認められる場合には、区が地元からの要望を取りまとめた上で、東京都に対して「急傾斜地崩壊危険区域」への指定と対策事業の実施を要望します。

所管課：各総合支所、防災街づくり担当部



急傾斜地崩壊危険区域の例

4. 法令に基づく指導等 安全な市街地形成のために

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制 **新規**
土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の建築計画について、建築物の外壁または防護壁の構造が建築基準法の基準を満たすよう指導します。

所管：都市整備政策部

「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事の許可及び「都市計画法」に基づく開発行為の許可 **継続**
宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、技術的基準に従い、擁壁等の設置等、宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講じられるよう指導していきます。開発区域内の土地についても、同様に崖崩れ等による災害を防止するため、安全上必要な措置が講じられるよう指導します。

所管：都市整備政策部

「建築基準法」や「東京都建築安全条例」に基づく指導等 **継続**
建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、建築基準法や東京都建築安全条例に基づき、擁壁の設置その他、安全上適切な措置が講じられるよう指導します。

所管：都市整備政策部、防災街づくり担当部



開発行為に伴う擁壁築造現場の配筋検査

